

自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

自然公園法施行細則の一部を改正する規則

自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公園事業の執行の<u>同意</u>又は認可の申請)</p> <p>第2条 法第16条第4項において準用する法第10条第4項の申請書は、別に定める様式による<u>公園事業執行同意（認可）申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(公園施設の変更等の<u>同意</u>又は認可の申請)</p> <p>第3条 法第16条第4項において準用する法第10条第7項の申請書は、別に定める様式による<u>公園施設変更等同意（認可）申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(地位の承継の<u>同意</u>又は承認の申請)</p> <p>第5条 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の<u>同意</u>又は承認に係る申請は、別に定める様式による<u>法人の合併（分割）による公園事業承継同意（承認）申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公園事業の執行の<u>同意</u>又は認可の失効の届出)</p> <p>第7条 法第16条第4項において準用する法第14条第2項の届出は、別に定める様式による<u>公園事業の執行同意（認可）失効届</u>によらなければならない。</p> <p>(特別地域又は普通地域内における自然を活用した催しの計画書の提出)</p> <p>第11条 省令第12条第34号又は省令第15条第16号に規定する地域の活性化を目的とする自然を活用した催しに関する計画の提出は、別に定める様式による特別地域（普通地域）内自然を活用した催し実施計画書によらなければならない。</p>	<p>(公園事業の執行の<u>協議</u>又は認可の申請)</p> <p>第2条 法第16条第4項において準用する法第10条第4項の<u>協議書</u>又は申請書は、別に定める様式による<u>公園事業執行協議書</u>又は<u>公園事業執行認可申請書</u>によらなければならない。</p> <p>(公園施設の変更等の<u>協議</u>又は認可の申請)</p> <p>第3条 法第16条第4項において準用する法第10条第7項の<u>協議書</u>又は申請書は、別に定める様式による<u>公園施設変更等協議書</u>又は<u>公園施設変更等認可申請書</u>によらなければならない。</p> <p>。</p> <p>(地位の承継の<u>協議</u>又は承認の申請)</p> <p>第5条 法第16条第4項において準用する法第12条第1項の<u>協議</u>又は承認に係る申請は、別に定める様式による<u>法人の合併（分割）による公園事業承継協議書</u>又は<u>法人の合併（分割）による公園事業承継承認申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公園事業の執行<u>認可失効</u>の届出)</p> <p>第7条 法第16条第4項において準用する法第14条第2項の届出は、別に定める様式による<u>公園事業の執行認可失効届</u>によらなければならない。</p> <p>(特別地域又は普通地域内における自然を活用した催しの計画書の提出)</p> <p>第11条 省令第12条第30号又は省令第15条第16号に規定する地域の活性化を目的とする自然を活用した催しに関する計画の提出は、別に定める様式による特別地域（普通地域）内自然を活用した催し実施計画書によらなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。